

特別養護老人ホームアミーガはまゆり運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人楽水会が設置する特別養護老人ホームアミーガはまゆり（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、入居が必要な要介護者（以下「入居者」という。）に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 施設は、ユニット型指定介護老人福祉施設であり、施設サービス計画に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。
- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 施設は、介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1号に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 特別養護老人ホームアミーガはまゆり
(2) 施設の所在地 岩手県釜石市小佐野町三丁目9番50号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名
職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名
入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上
入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、施設内のサービスの調整、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 3名以上
医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、施設の保健衛生業務を行う。

(5) 介護職員 31名以上

入居者の日常生活の介護など入居者がその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(7) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導、調理業務の総括を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上

施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

2 前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

3 施設の業務を行うための組織、業務分掌及び職務権限については、別に定める組織規程による。

(入居定員、ユニットの数及びユニットごとの定員)

第5条 施設の定員は90名とし、ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。なお、居室はユニット型個室とする。

(1) ユニットの数 9ユニット

(2) ユニットごとの入居定員 10名

2 施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(入居手続きの説明及び同意)

第6条 施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等その他入居申込者のサービス選択に必要な重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、その同意を得た上、別に定める契約書により入居契約を締結するものとする。

(入退居)

第7条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設の入退居検討委員会において入居の必要性が高いと認められた入居申込者を優先的に入居させる。

3 施設は、入居申込者の入居に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入居者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスの利用状況等の把握に努める。

4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

6 施設は、その心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退居のため必要な援助を行う。

7 施設は入居者の退居に関しては。居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護事業者等に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設サービスの内容及び提供方針)

第8条 施設サービスの内容は、入浴・排泄・食事等の介護、食事の提供、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供、その他日常生活の世話、機能訓練、栄養管理、口腔衛生の管理、健康管理及び療養上の世話とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- (2) 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- (4) 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- (5) 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料等の受領)

第9条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食費 1日 1,445円 (介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 居住費 1日 2,930円 (介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

- (3) 入居者の希望による特別な食事の提供に要する費用 実費
 - (4) 理美容代 実費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。
- 4 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。ただし、同項第1号から第3号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第10条 施設利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他、管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 施設は、サービス提供中に入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(苦情処理)

- 第14条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとし、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(地域との連携等)

- 第15条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 2 施設は、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第16条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(虐待の防止に関する事項)

- 第17条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束適正化の取組み)

- 第18条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又はその他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。な

お、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 19 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する事項)

- 第 20 条 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上
- 2 職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 施設は、職員であった者が、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 施設は、適切な介護福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 施設は、介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

(補則)

- 第 21 条 この規程に定めのない事項については、厚生労働省令及び介護保険法に定めるところによるもののほか、必要な事項については施設長が理事長の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 7月 1日から施行する。

平成15年 7月25日修正

平成17年10月 1日改定（介護保険制度改定に伴う関係条項他）

平成18年 4月 1日改定（第3条、第4条、第23条第5項）

平成19年 4月 1日改定（第4条）

平成20年 4月 1日改定（第23条第5項）

平成24年 4月 1日改定（第23条第5項）

平成25年 4月 1日改定（第8条第1項、第2項）

平成28年 4月 1日改定（第4条、第14条、第18条、第23条
第2項、第4項、第5項）

令和 6年 4月 1日全部改定